



長野県報

5月13日(月)
平成25年
(2013年)
第2470号

目次

規則

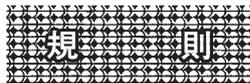
長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則(温暖化対策課)..... 1

告示

事務処理規則に基づく平成25年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政改革課)..... 4
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室)..... 4
介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可(健康長寿課介護支援室)..... 5
公共測量の実施(3件)(建設政策課)..... 5
公共測量の終了(2件)(建設政策課)..... 5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 6

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)..... 6
建設業法に基づく処分(建設政策課)..... 6
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課)..... 7
一般競争入札(企業局)..... 7



長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年5月13日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第43号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則(平成18年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「排出抑制計画(第4条)」を「事業活動温暖化対策計画(第4条・第5条)」に、「第5条」を「第6条」に、「建築物環境配慮計画」を「建築物に関する地球温暖化対策」に、「第15条」を「第14条」に、「再生可能エネルギー計画(第16条)」を「エネルギー供給温暖化対策計画(第15条)」に改める。

第3条の見出しを「(自然エネルギー源)」に改め、同条中「エネルギーは」を「エネルギー源は」に、「エネルギーと」を「エネルギー源と」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 太陽光

(2) 風力

(3) 水力(水力発電所の原動力として用いられる場合にあっては、出力30,000キロワット未満の水力発電所(揚水式のものを除く。)の原動力として用いられる水力)

(4) 地熱

(5) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(条例第2条第5号に規定する化石燃料等を除く。))をいう。

(6) 前各号に掲げるもののほか、エネルギー源として永続的に利用することができるものとして知事が認めるもの
第8条を削り、第3章中第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第2章を次のように改める。

第2章 事業活動温暖化対策計画
(事業活動温暖化対策計画)

第4条 条例第12条第1項の規則で定める期間は、平成26年度を初年度とする同年度以降の3年度ごとの期間(以下この条において「特定期間」という。)とする。

2 条例第12条第1項第1号の規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

(1) その設置している県内の全ての工場又は事務所その他の事業場(その者が連鎖化事業者(定型的な約款による契約に基づき、

特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この号において「加盟者」という。）が設置している工場又は事務所その他の事業場における温室効果ガスの排出に関する事項であって知事が別に定めるものに係る定めがあるもの（以下この号において「連鎖化事業」という。）を行う者をいう。）である場合にあっては、その加盟者が連鎖化事業に係る工場又は事務所その他の事業場として設置しているものを含む。次号において「県内の工場等」という。）の一の年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量の合計量が1,500キロリットル以上である事業者

- (2) 温室効果ガス（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第2条第1項に規定するエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。）である物質の排出を伴う事業活動を行う者であって、知事が別に定める方法により算定される県内の工場等の一の年度における当該物質ごとの排出量に知事が別に定める係数を乗じて得た量を合算した量が3,000トン以上であるもの

3 条例第12条第1項第2号の規則で定める台数は、200台（知事が別に定める自動車の台数を除く。）とする。

4 事業活動温暖化対策計画（条例第12条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画をいう。以下この条において同じ。）の策定は、特定期間の初年度の前年度において同項第1号及びこの条第2項各号に該当する場合又は当該前年度の末日において条例第12条第1項第2号及び前項に該当する場合に行うものとする。

5 条例第12条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業活動温暖化対策計画の推進に係る体制
- (2) 事業活動温暖化対策計画及びその実施状況等の公表方法
- (3) その他知事が必要と認める事項

6 条例第12条第3項の規定による事業活動温暖化対策計画の提出は、特定期間の初年度の7月末日までに行わなければならない。

7 特定期間の初年度若しくはその翌年度において条例第12条第1項第1号及びこの条第2項各号に該当することとなった事業者又はこれらの年度の末日において条例第12条第1項第2号及びこの条第3項に該当することとなった事業者は、第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、当該特定期間における当該該当することとなった年度又はその日の属する年度の翌年度以降の事業活動温暖化対策計画を定め、これを当該翌年度の7月末日までに提出しなければならない。

8 条例第12条第9項の規定による事業活動温暖化対策計画の実施状況等の報告は、毎年7月末日までに、前年度における実施状況等について行わなければならない。

（事業活動温暖化対策計画等の評価）

第5条 条例第13条第1項の規定による評価の方法その他必要な事項は、知事が別に定める。

第9条中「第19条第1項」を「第18条第1項」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）を「省エネ法」に改め、同条第1号中「水冷式」を「暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が50.4キロワットを超えるもの及び水冷式」に改め、「、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が4キロワット以下のものに限る。）であって」及び「（一の室外機に2以上の室内機を接続するもののうち、各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）」を削り、「以下同じ」を「次条第1号において同じ」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 蛍光灯のみを主光源とする照明器具（防爆型のものその他省エネ法施行規則第48条第2項に規定するもの以外のものうち、ねじ込み口金及び蛍光灯用安定器が構造上一体となったもの以外のものであって家庭用のものに限る。次条第2号において同じ。）

第9条に次の2号を加える。

- (4) 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他省エネ法施行規則第48条第8項に規定するものを除く。次条第6号及び第11条第8号において同じ。）

- (5) 電気便座（他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他省エネ法施行規則第48条第14項に規定するものを除く。次条第7号において同じ。）

第10条中「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 蛍光灯のみを主光源とする照明器具

第10条に次の2号を加える。

- (6) 電気冷蔵庫

- (7) 電気便座

第11条中「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第5号中「に定める」を「（電気便座にあっては、日本工業規格A4423）に定める」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 建築物に関する地球温暖化対策

第12条の見出しを「（環境への負荷の低減の検討等）」に改め、同条第2項中「第21条第1項ただし書」を「第20条第1項第2号」に改め、「仮設の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第21条第1項ただし書」を「第20条第1項第1号」に改め、「法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置が講じられている」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第20条第1項に規定する建築物の新築をしようとする者は、必要な情報を収集し、知事が別に定める方法により同項の規定による検討を行わなければならない。

第12条に次の4項を加える。

4 条例第20条第1項第3号の規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 床面積の合計が10平方メートル以内の建築物

- (2) 次に掲げる建築設備をいずれも有しない建築物

ア 空気調和設備その他の機械換気設備

イ 給湯設備

5 条例第20条第2項の規則で定める規模は、床面積の合計が2,000平方メートル以上とする。

6 条例第20条第2項の規定による届出は、当該届出に係る建築物の新築の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

7 条例第20条第5項の規則で定める規模は、床面積の合計が300平方メートル以上とし、同項の規則で定める用途は、一戸建ての住宅とする。

第13条及び第14条を次のように改める。

(自然エネルギー設備の導入の検討等)

第13条 条例第21条第1項に規定する建築物の新築をしようとする者は、必要な情報を収集し、知事が別に定める方法により同項の規定による検討を行わなければならない。

2 条例第21条第2項の規則で定める規模は、床面積の合計が2,000平方メートル以上とする。

3 条例第21条第2項の規定による届出は、当該届出に係る建築物の新築の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

4 条例第21条第5項の規則で定める規模は、床面積の合計が300平方メートル以上とし、同項の規則で定める用途は、一戸建ての住宅とする。

(有効利用可能エネルギーの活用の検討等)

第14条 条例第22条第1項に規定する建築物の新築をしようとする者は、必要な情報を収集し、知事が別に定める方法により同項の規定による検討を行わなければならない。

2 条例第22条第1項の規則で定める規模は、床面積の合計が10,000平方メートル以上とする。

3 条例第22条第2項の規定による届出は、当該届出に係る建築物の新築の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

4 条例第22条第5項の規則で定める用途は、一戸建ての住宅とする。

第15条を削る。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 エネルギー供給温暖化対策計画

第16条の見出しを「(エネルギー供給温暖化対策計画)」に改め、同条第1項中「第23条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第1項」を「第25条第1項」に、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第2条第1項」を「電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号」に、「特定電気事業者及び」を「同項第6号に規定する特定電気事業者及び同項第8号に規定する」に改め、同条第3項から第5項までを次のように改める。

3 条例第25条第1項の規則で定める期間は、平成26年度を初年度とする同年度以降の3年度ごとの期間(以下この条において「特定期間」という。)とする。

4 エネルギー供給温暖化対策計画(条例第25条第1項に規定するエネルギー供給温暖化対策計画をいう。以下この条において同じ。)

の策定は、特定期間の初年度の4月1日において県の区域内に電気を供給している場合に行うものとする。

5 条例第25条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) エネルギー供給温暖化対策計画の推進に係る体制
- (2) エネルギー供給温暖化対策計画及びその実施状況等の公表方法

(3) その他知事が必要と認める事項

第16条に次の3項を加える。

6 条例第25条第3項の規定によるエネルギー供給温暖化対策計画の提出は、特定期間の初年度の7月末日までに行わなければならない。

7 特定期間の初年度の4月2日からその最終年度の4月1日までの間に県の区域内に電気を供給することとなった事業者は、第3項、第4項及び前項の規定にかかわらず、当該特定期間における当該供給することとなった日の属する年度の翌年度(その日が4月1日である場合は、その日の属する年度)以降のエネルギー供給温暖化対策計画を定め、これを当該翌年度の7月末日までに提出しなければならない。

8 条例第25条第9項の規定によるエネルギー供給温暖化対策計画の実施状況等の報告は、毎年7月末日までに、前年度における実施状況等について行わなければならない。

第6章中第16条を第15条とする。

様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年7月1日前に設計が行われた建築物に対するこの規則による改正後の長野県地球温暖化対策条例施行規則第12条第4項第1号の規定の適用については、同号中「10平方メートル以内」とあるのは、「300平方メートル未満」とする。

温暖化対策課